

令和5年度

第2回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

と き 令和5年12月20日（水） 午後1時15分

ところ 五泉市役所 5階 第2委員会室





## 第2回五泉市国民健康保険運営協議会次第

### 1. 開 会

### 2. あいさつ 田邊市長

### 3. 議 事

#### (1) 国保選第1号

五泉市国民健康保険運営協議会会長の選出について

#### (2) 国保選第2号

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

#### (3) 会議録署名委員の指名

#### (4) 報告第4号

五泉市国民健康保険特別会計補正予算について

#### (5) 議第1号

令和6年度五泉市国民健康保険税の税率について

### 4. そ の 他

五泉市特定健康診査等実施計画(第4期)(案)・五泉市  
国民健康保険データヘルス計画(第3期)(案)について

### 5. 閉 会

# 国保選第 1 号

五泉市国民健康保険運営協議会会長の選出について

## 国保選第1号

### 五泉市国民健康保険運営協議会会長の選出について

五泉市国民健康保険運営協議会会長の選出を行う。

○会長

委員

#### 【参考】

○国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条（略）

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 （略）

4 第三項に定めるもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 （略）

○五泉市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。

## 国保選第 2 号

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

## 国保選第2号

### 五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出を行う。

○副会長

委員

#### 【参考】

○国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条（略）

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3（略）

4 第三項に定めるもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○五泉市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。

## 報告第 4 号

### 五泉市国民健康保険特別会計補正予算について



1. 令和5年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（令和5年9月定例市議会）

（補正内容）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,582万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を53億3,441万6千円とした。

補正の主な内容については、歳入では低所得者に対する保険税軽減分を公費で負担する、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）3,679万4千円、低所得者を多く抱える保険者を支援する、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,899万8千円、令和4年度の繰越金が確定したことにより繰越金1億10万1千円を追加した。

歳出では財政調整基金積立金1億4,876万6千円、令和4年度の交付金の精算による県への償還金として549万4千円、令和4年度決算が確定したことに伴う一般会計繰出金156万5千円を追加した。

## 議第 1 号

令和 6 年度五泉市国民健康保険税の税率について

## 令和6年度五泉市国民健康保険税の税率について

令和6年度の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率並びに額は下記のとおり据え置くものとする。

### 1 医療給付費分

	令和5年度	令和6年度
所得割率	8.39%	8.39%
均等割額	20,800円	20,800円
平等割額	27,100円	27,100円

### 2 後期高齢者支援金分

	令和5年度	令和6年度
所得割率	2.83%	2.83%
均等割額	11,800円	11,800円

### 3 介護納付金分

	令和5年度	令和6年度
所得割率	2.56%	2.56%
均等割額	13,700円	13,700円